

② 入院・入所の場合について

認知症患者が多く入院する病棟の種類

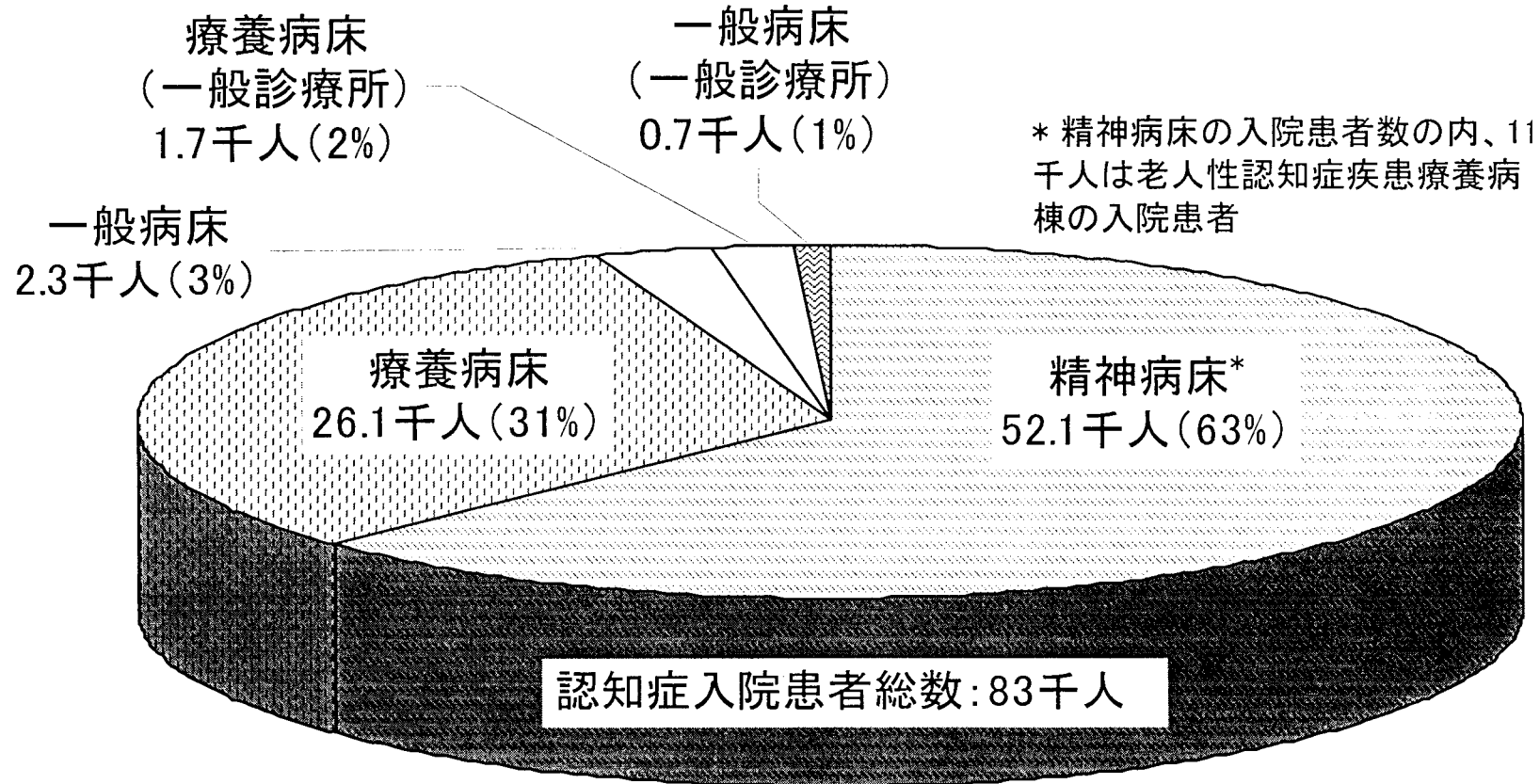
病床区分	診療報酬 (病棟ごと)	医師の配 置	看護職員等 の配置 *1	構造設備等	その他の要 件	算定対象と なる患者	報酬体系	病床数 (又は病棟 数) *2	「F0」の 患者数割合 *3
精神病床	認知症病棟 入院料1	医師 病棟常勤1 48:1	看護 20:1 看護補助者 25:1 専従OT 1人	・デイルーム等 ・生活機能回復訓練 室 ・病棟18㎡/人以上	・病院にPSW または臨床心 理技術者常勤	・集中的な 治療を要す る認知症患者	1,330点(~90日) 1,180点(91日~)	(373病棟)	82.5%
	認知症病棟 入院料2		看護 30:1 看護補助者 25:1	・生活機能回復訓練 室 ・病棟18㎡/人以上			1,070点(~90日) 1,020点(91日~)	(62病棟)	81.6%
	精神療養病棟 入院料	指定医 病棟常勤1 病院常勤2 医師 48:1	看護30:1相当 看護補助者と 合わせて15:1 OT又は経験 看護師 1人	・1看護単位60床以 下 ・1室6床以下 ・病室5.8㎡/人以上	・病院にPSW または臨床心 理技術者常勤 ・病院にOT室 または生活技 能訓練室	・長期の療 養を要する 精神疾患を 有する患者	1,090点	90,382床	11.5%
	精神病棟入院 基本料	医師 48:1	看護 10:1~20:1	・新設(全面改築)病 室6.4㎡/人以上 ・既設病室4.3㎡/人 以上	・看護10:1は 平均在院日数 制限あり	・精神疾患を 有する患者	1,240~658点 ※重度認知症加 算:100点 ※初期加算あり	188,796床	14.6%
療養病床	療養病棟入院 基本料	医師 48:1	看護 25:1 看護補助者 25:1	・1室4床以下 ・病室6.4㎡/人以上		・主として長 期にわたり 療養を要す る患者 ・対象疾患、 状態の要件 あり	1,709~750点	211,592床	-

*1:看護職員等の配置は常時の配置人数である。常勤換算方法とは概ね5倍異なる。

*2: H21.3.25 中央社会保険医療協議会資料(平成20年7月現在)

*3: 平成19年度厚労科研「精神医療の質的実態把握と最適化に関する総合研究」。ICD-10の「F0」は認知症・高次脳機能障害等を含む疾病分類

認知症入院患者数の内訳(平成17年)



出典：患者調査

全病床数(平成18年)

総病床数	精神病床数	療養病床数	一般病床数	その他病床数
1,626,589	352,437	350,230	911,014	12,908

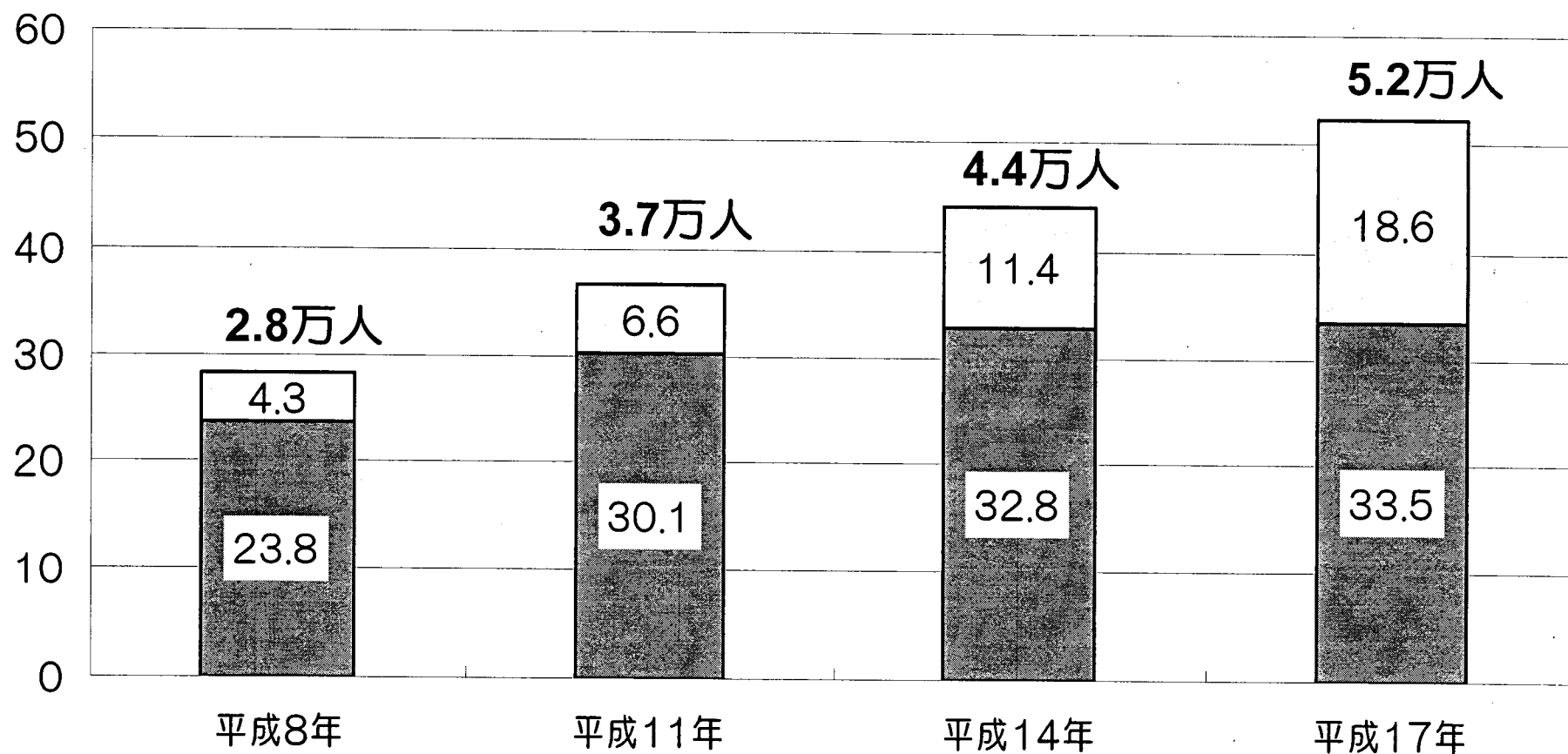
出典：医療施設調査

精神病床における認知症疾患入院患者数の年次推移

(千人)

■ 血管性及び詳細不明の認知症

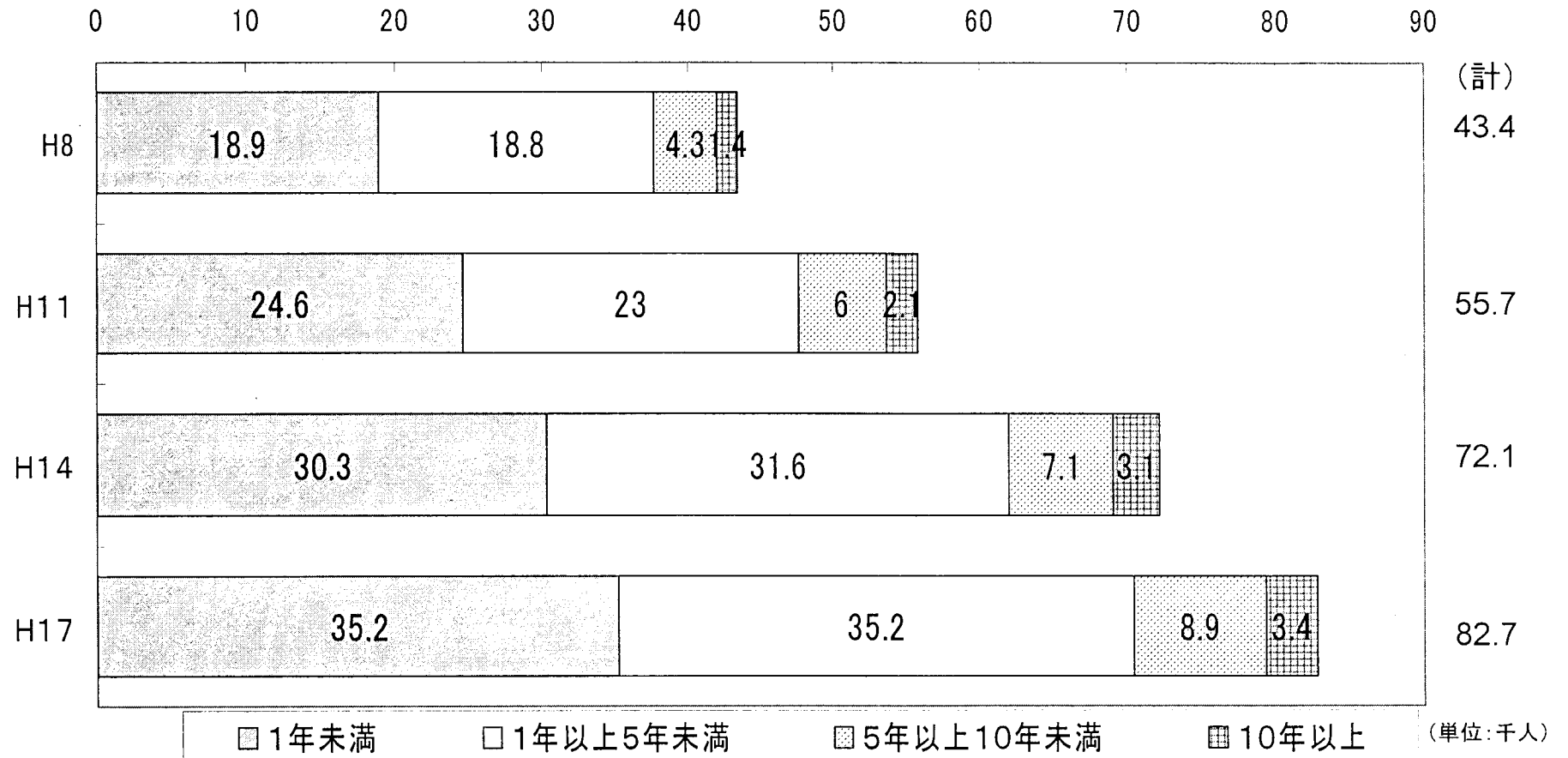
□ アルツハイマー病



認知症疾患の入院患者の推移(入院期間に着目して)

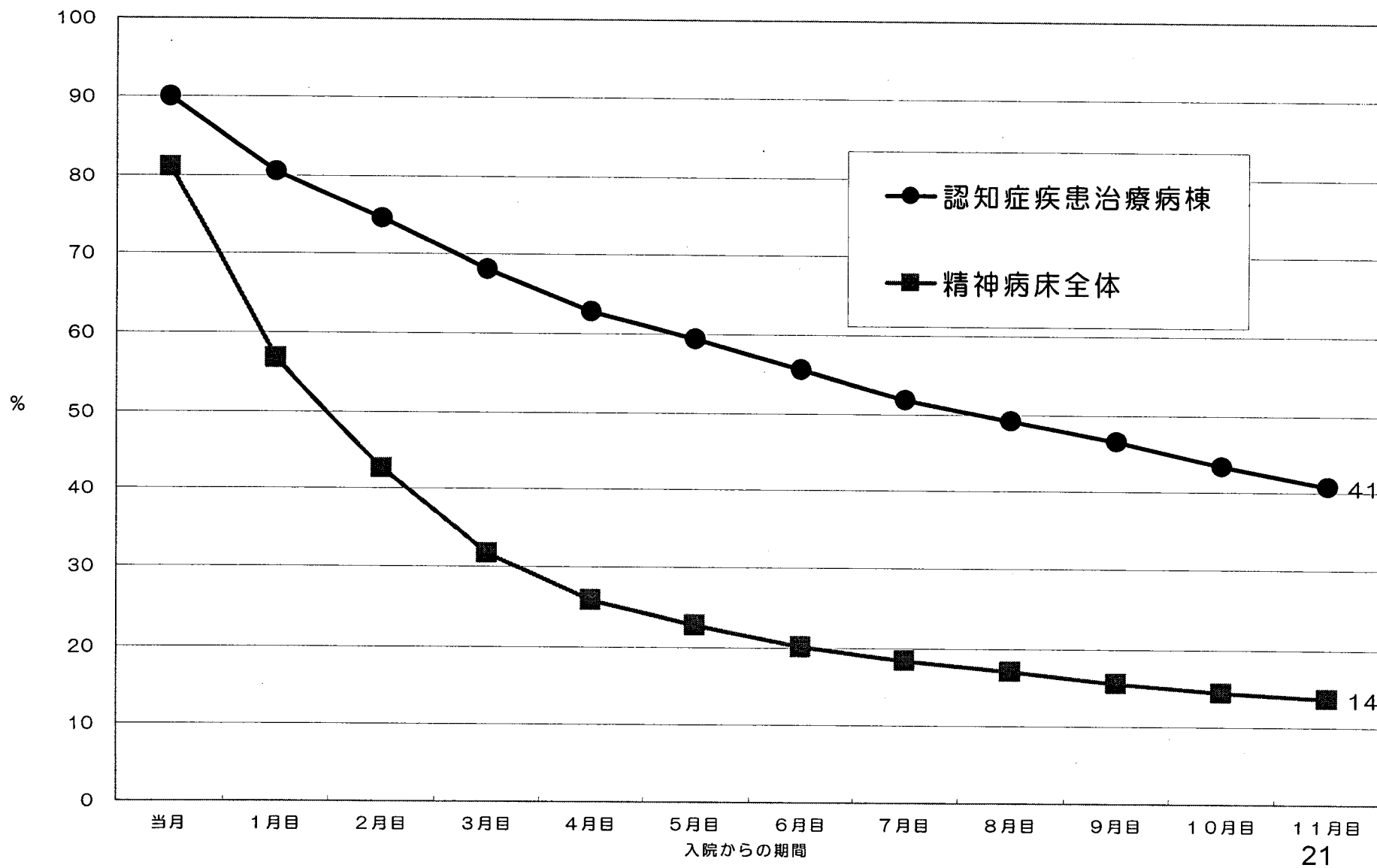
(※血管性及び原因不明の認知症、アルツハイマー病の合計)

(単位:千人)



【出典】患者調査 20

認知症疾患専門病棟入院患者の残存曲線



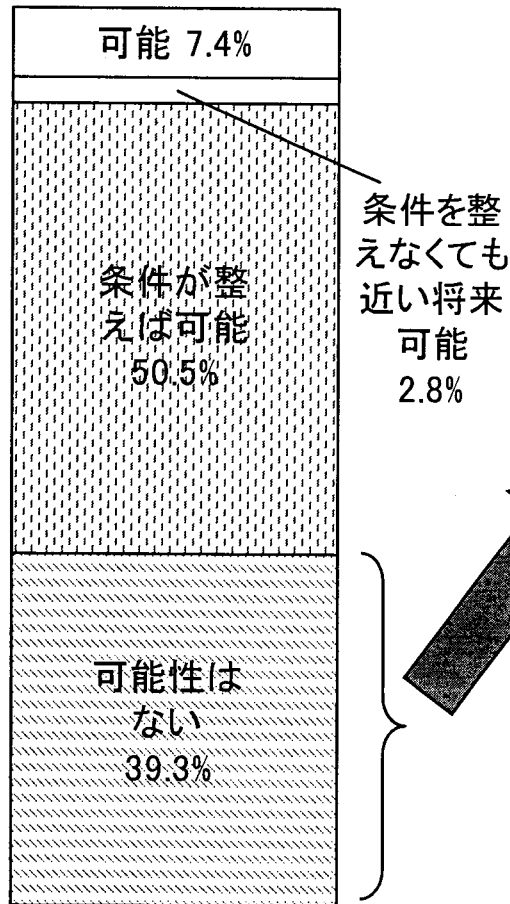
資料：平成16年 精神・障害保健課調

療養病床における医療区分

	対象となる患者	診療報酬
医療区分3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・医師及び看護職員により、常時、監視・管理を実施している状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養 ・24時間持続点滴 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法、胸腹腔洗浄 ・気管切開、気管内挿管が行われており、かつ発熱を伴う場合 ・酸素療法 ・隔離室における感染症の管理 	1709点
医療区分2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷による四肢麻痺) ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・傷病等によりリハビリテーションが必要(発症から30日以内) ・発熱を伴う脱水 ・発熱を伴う頻回の嘔吐 ・反復継続する体内からの出血 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端の開放創 ・せん妄 ・うつ症状 ・暴行が毎日みられる状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・1日8回以上の喀痰吸引 ・気管切開、気管内挿管が行われている ・頻回の血糖チェック ・創傷、皮膚潰瘍等に対する治療 	1198～ 1320点
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者	750～ 885点

症状性を含む器質性精神障害(主に認知症)による 精神病床入院患者の退院可能性と要因

居住先・支援が整った
場合の退院可能性



(有効回答数 3,458人)

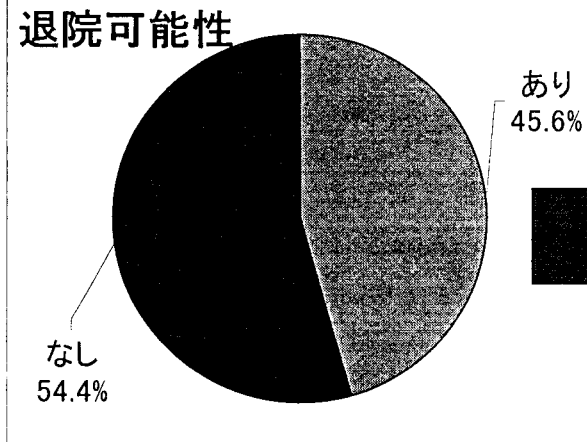
退院の可能性がない患者における主な理由

セルフケア能力の問題	50.7%
迷惑行為を起こす可能性	10.0%
重度の陽性症状(幻覚・妄想)	5.6%
他害行為の危険性	4.3%
治療・服薬への心理的抵抗	1.5%
自傷行為・自殺企図の危険性	1.0%
重度の多飲水・水中毒	0.7%
アルコール・薬物・有機溶剤等の乱用	0.4%
その他	25.8%

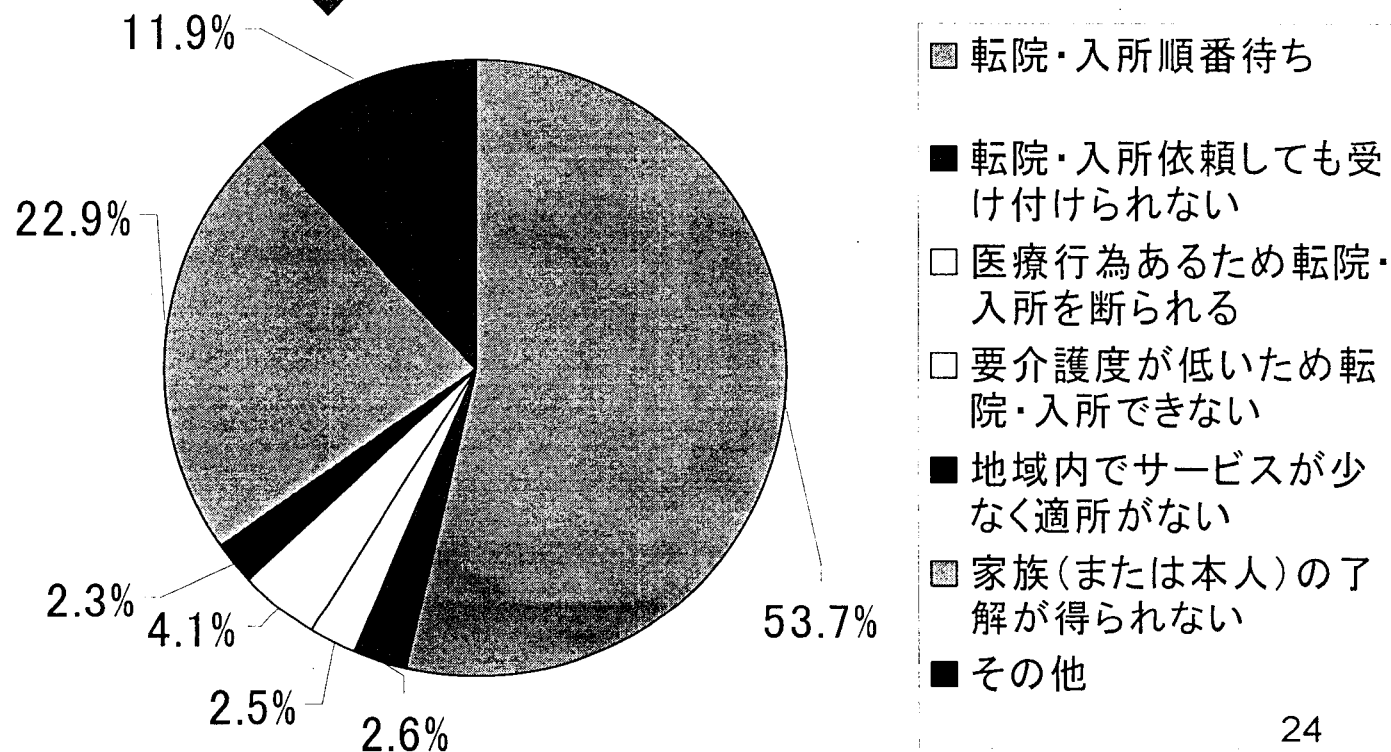
(有効回答数 1,057人)

認知症病棟に入院中の患者の退院可能性に関する調査

調査対象：民間の精神科病院 199施設において、
91日以上認知症病棟に入院している患者
(有効回答数1829名)



退院可能性ありの患者が退院に結び付かない理由 (n=834)



介護サービスの種類

市町村が 指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ○地域密着型特定施設 入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 (デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 (ショートステイ) ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 	サービス 介護給付を行う
<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) <p>◎介護予防支援</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス) ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護 (デイサービス) ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 	サービス 予防給付を行う

介護保険施設について

施設の類型	主な職員配置基準 *1				1人あたりの居室面積	部屋定員	基本的性格	施設数	定員数	平均要介護度 *2	平均在所日数 *3
	医師	看護職員	介護職員	その他							
介護療養病床	3以上 48:1	6:1	6:1 5:1 4:1	PT,OT 適当数	6.4㎡以上	4人 以下	長期療養を必要とする要介護高齢者のための医療機関	2,608	110,730	4.3	427.2日
	経過型 2以上 48:1		6:1 8:1		4:1	6.4㎡以上		4人 以下	10	-	-
老人保健施設	常勤1以上 100:1	看護・介護計3:1 (うち看護2/7) ※認知症専門棟では 計2:1相当まで評価あり		PT又はOT 100:1以上	8㎡以上	4人以下	医療機関と居室との中間施設	3,435	313,894	3.3	277.6日
	介護療養型 1人+α	6:1	6:1 4:1		8㎡以上 (大規模改修までは 6.4㎡以上)	4人以下		-	約600 *4	-	-
特別養護老人ホーム	必要数 (非常勤可)	看護・介護計3:1 (うち看護一定数)		機能訓練 指導員 1以上	10.65㎡ 以上	4人 以下	要介護高齢者のための生活施設	5,892	412,807	3.8	1,465.1日
認知症高齢者グループホーム	-	-	3:1	-	7.43㎡以上	原則個室	認知症高齢者のための共同生活住居	9,026	132,817	2.6	-
特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) *5	-	看護・介護計3:1 (うち看護一定数)		機能訓練 指導員 1以上	適当な広さ	原則個室	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設	2,617	84,355 (利用者数)	2.7	-

*1 看護・介護職員配置は常勤換算による。医療保険の職員配置資料(実質配置の人数)との比較の際には、職員数に概ね5分の1を乗じる。

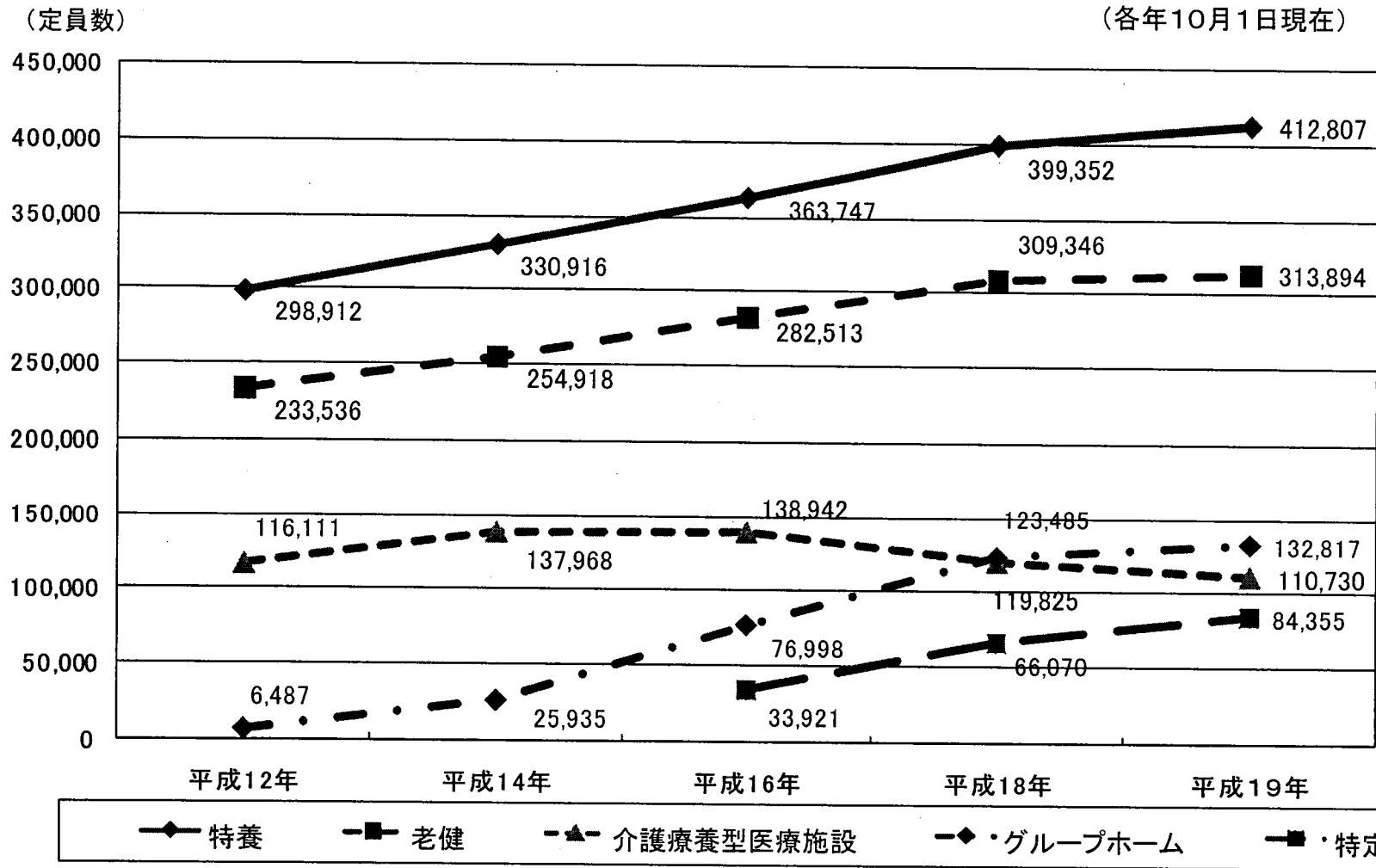
*2 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成20年2月審査分)から算出

*3 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

*4 平成21年4月現在 各都道府県より厚生労働省老人保健課へ報告された病床数に基づく

*5 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く

施設・居住系サービスの定員数の推移

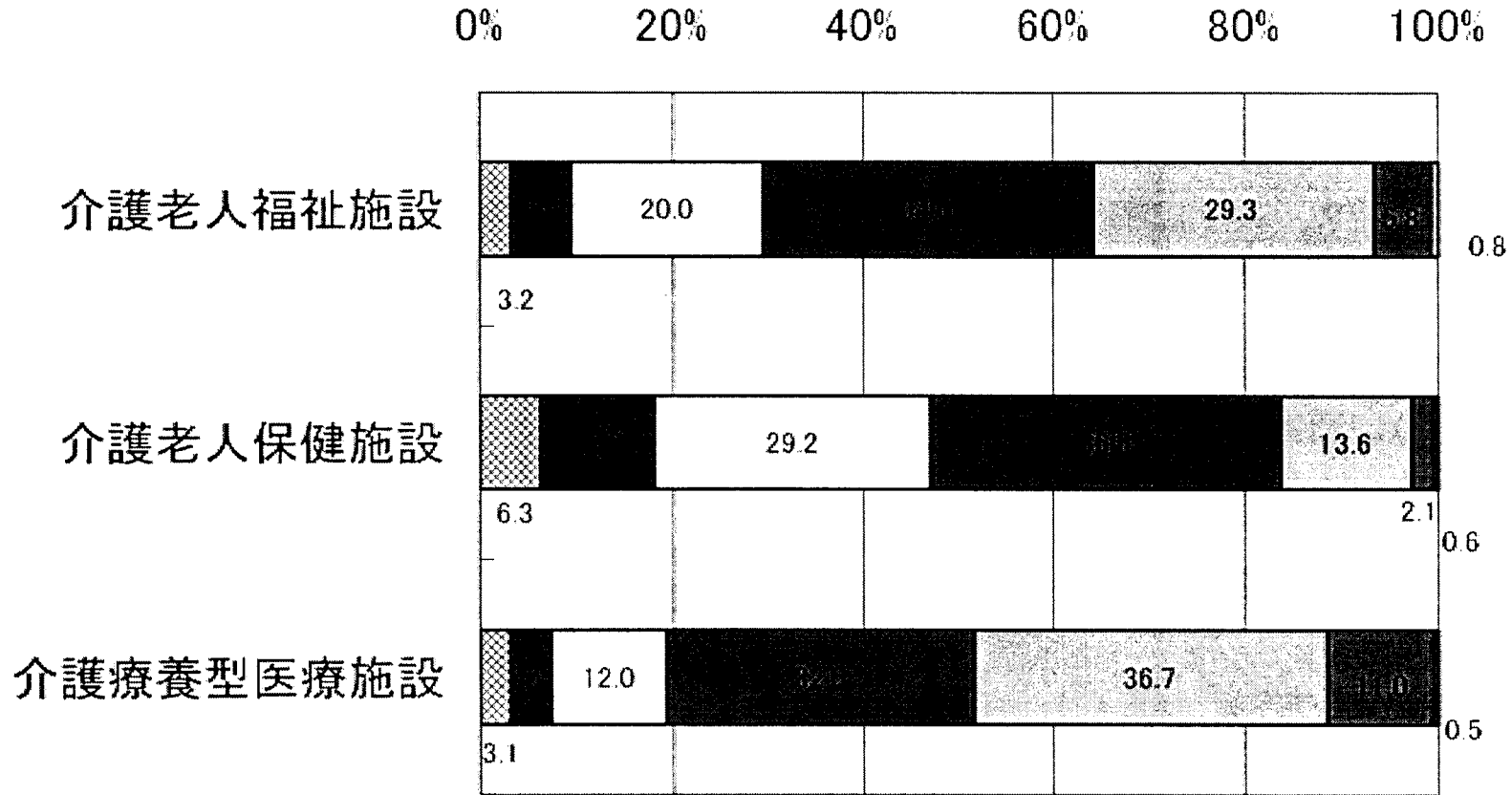


(注) 1 特定施設については、利用者数である(平成14年以前の統計は存在しない)。

2 特別養護老人ホーム及び特定施設の平成18年及び19年の数字は、それぞれ地域密着型(定員29人以下)のものは含まない。

(出典)厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

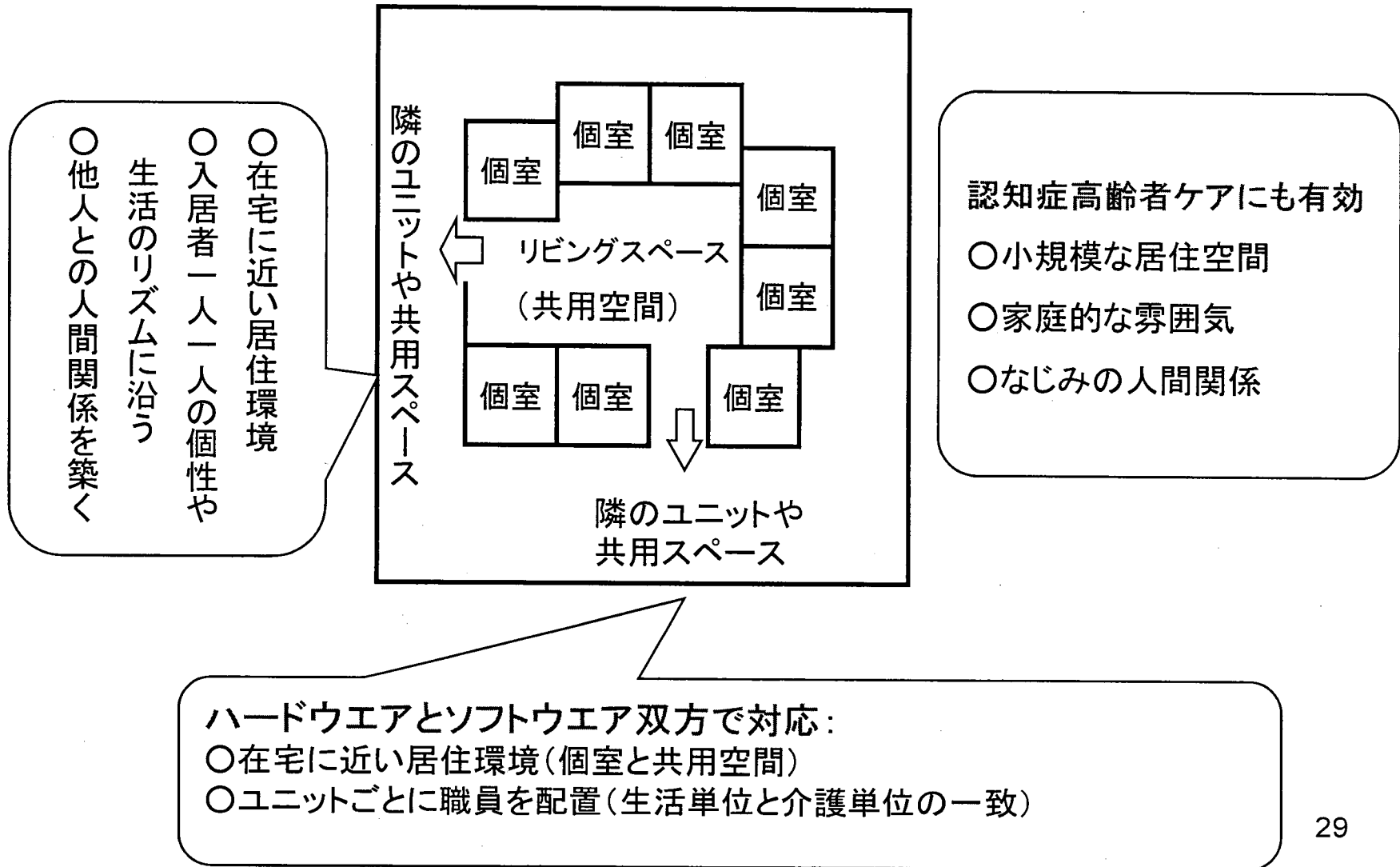
介護保険施設入所者の認知症の状況 (認知症高齢者の日常生活自立度判定基準)



□認知症なし ■ランクI □ランクII ■ランクIII □ランクIV ■ランクM □不詳

ユニット型施設とは

集団ケア → 個別ケア



- 在宅に近い居住環境
- 入居者一人一人の個性や生活のリズムに沿う
- 他人との人間関係を築く

認知症高齢者ケアにも有効

- 小規模な居住空間
- 家庭的な雰囲気
- なじみの人間関係

ハードウェアとソフトウェア双方で対応:

- 在宅に近い居住環境(個室と共用空間)
- ユニットごとに職員を配置(生活単位と介護単位の一一致)

ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

各年10月1日

		介護老人福祉施設			介護老人保健施設		
		全施設	ユニット型	割合(%)	全施設	ユニット型	割合(%)
平成15年	施設数	5,084	75	1.5	3,013	143	4.7
	定員数	346,069	4,480	1.3	269,524	—	—
平成16年	施設数	5,291	373	7.0	3,131	233	7.4
	定員数	363,747	17,799	4.9	282,513	—	—
平成17年	施設数	5,535	771	13.9	3,278	238	7.3
	定員数	383,326	39,467	10.3	297,769	—	—
平成18年	施設数	5,716	1,116	19.5	3,391	204	6.0
	定員数	399,352	59,278	14.8	309,346	9,167	3.0
平成19年	施設数	5,892	1,439	24.4	3,435	250	7.3
	定員数	412,807	78,135	18.9	313,894	11,487	3.7

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

認知症対応型共同生活介護の概要

(基本的な考え方)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

《人員配置》

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:夜勤1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人
(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

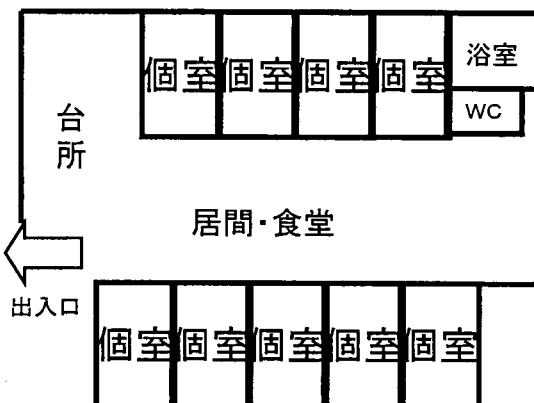
《設備》

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

《運営》

- 運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
- ・外部の視点で運営を評価

共同生活住居
(ユニット)のイメージ



要介護度別介護報酬

介護報酬		(1日につき)
通常	要介護1	831単位
	要介護2	843単位
	要介護3	865単位
	要介護4	882単位
	要介護5	900単位
短期利用 (30日以内の利用期間を定めての利用)	要介護1	861単位
	要介護2	878単位
	要介護3	895単位
	要介護4	912単位
	要介護5	930単位

※短期利用サービスを提供できるのは、開設後3年以上経過し、かつ空いている居室を利用する等の基準を満たした事業所のみ。

初期加算 1日につき30単位を加算

※入居日から30日間に限定。

医療連携体制加算 1日につき39単位を加算

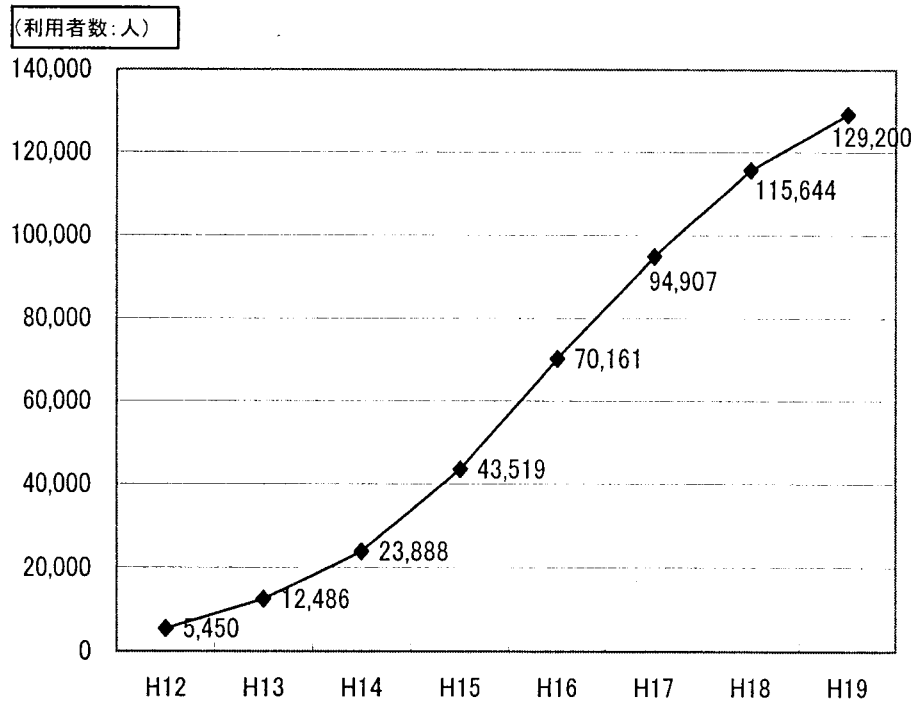
※職員又は病院等との連携により看護師を1名以上確保し、かつ看護師により24時間の連絡体制を確保している等の基準を満たした事業所のみ。

施設数(H19.10)
9,026施設

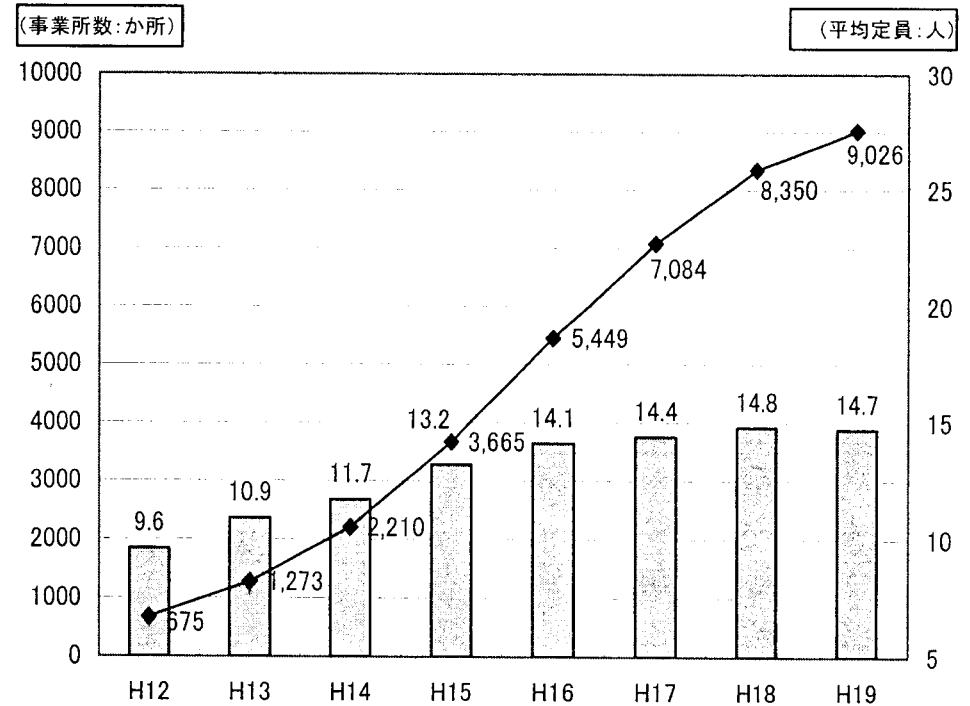
【認知症対応型共同生活介護の利用状況②】

- 事業所数及び利用者数は、介護保険制度の創設以降、増加を続けているが、平成18年度以降、事業所数の増加幅は縮小している。
- 1事業所当たりの平均定員は14.7人(平成19年度)であり、約半数の事業所で共同生活住居(ユニット)数が2となっている。

認知症対応型共同生活介護(予防含む)利用者数



認知症対応型共同生活介護事業所数及び1事業所当たり平均定員



介護保険事業（支援）計画について

国の基本指針(11.5.11告示129)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が基本指針を定めている
- 市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

基本指針の見直し

- 平成21年4月から、第4期事業計画がスタートするため、20年度中に一部改正

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 日常生活圏域の設定
- 介護サービス量の見込み
 - ・ 地域密着型（介護予防）サービス（市町村及び圏域毎）
 - ・ その他介護給付等対象サービス（介護給付・予防給付）
- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数（市町村及び圏域毎）

○ 保険料の設定

- 市町村長には、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を超える場合の指定拒否権限あり

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（圏域毎）
- 介護保険施設については、各年度・各圏域の入所定員数の見込量
- ※ その他、介護専用型特定施設の必要利用定員総数等を定める。（なお介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）に係る必要利用定員総数の設定も可）

計画に沿った基盤整備

- 都道府県知事には、介護保険施設につき、圏域ごとの入所定員数を超える場合の認可拒否権限あり
- 介護専用型特定施設について、必要利用定員総数を超える場合、指定拒否権限あり。（混合型特定施設の場合も同様）

※ 第4期介護保険事業計画の期間は平成21～23年度の3年間

（第1期：平成12～16年度 5年間 第2期：平成15～19年度 5年間 第3期：平成18～20年度 3年間）

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成十八年厚生労働省告示第三百十四号) (抄)

別表第二

四 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス

<p>特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス</p>	<p>平成26年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の当該市町村における利用者数の合計数(医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。)の当該市町村における要介護2以上の認定者数に対する割合を、37%以下とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間(平成21年度～23年度)においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p> <p>ただし、介護療養施設サービスについては、平成23年度末に廃止されることから、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)への転換予定等を勘案した上で、第4期介護保険事業計画期間において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。</p> <p>混合型特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の数の見込みを勘案して、利用者の数の見込み(医療療養病床から混合型特定施設への転換に伴う混合型特定施設入居者生活介護の利用者数の増加分を除く。)を定めること。</p>
--	---